

予算特別委員会資料

# 令和7年度予算説明書

港 湾 局

## 目 次

I	令和7年度港湾局予算概要	3 頁
II	令和7年度神戸市港湾事業会計予算 予算第15号議案	11 頁
III	令和7年度神戸市空港整備事業費予算 予算第11号議案	35 頁
IV	令和7年度神戸市一般会計予算（港湾局所管分） 予算第1号議案	39 頁
V	関連議案	44 頁
	第21号議案 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件	45 頁
	第24号議案 神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例の件	48 頁
	第25号議案 神戸空港条例の一部を改正する条例の件	53 頁

# I 令和7年度港湾局予算概要

# 令和7年度港湾局予算概要

## 1. 港湾事業会計

### (1) 国際コンテナ戦略港湾の推進

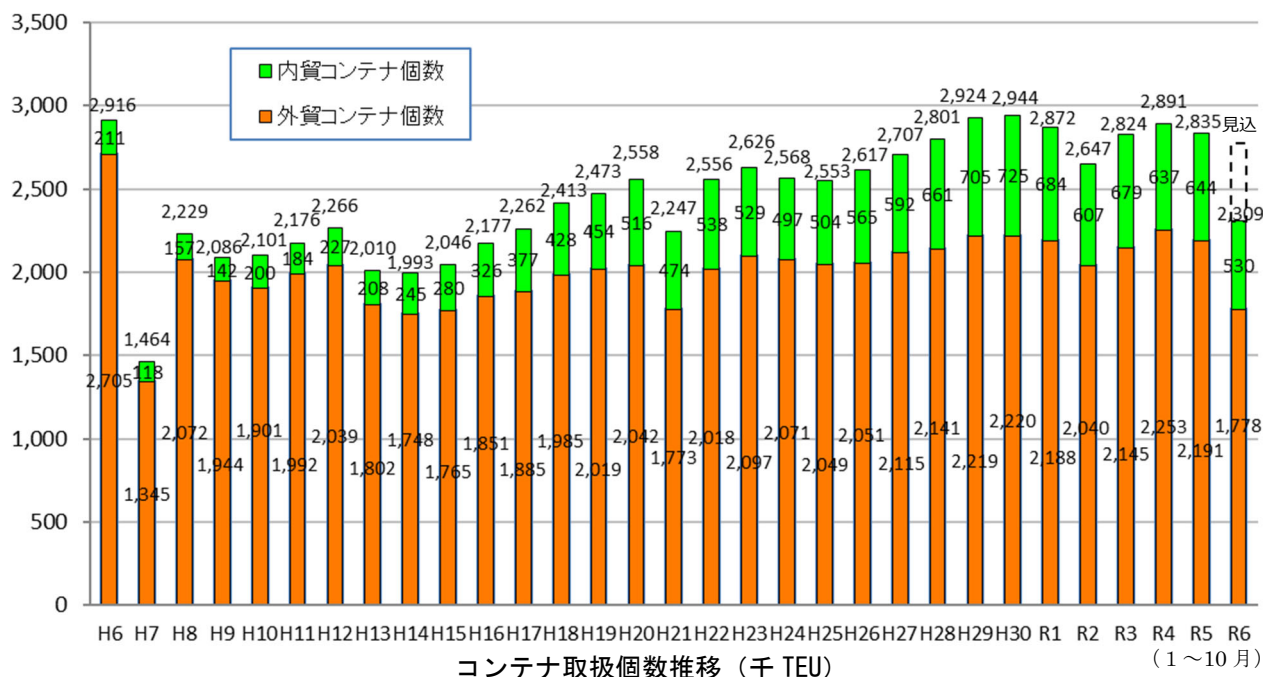
世界的なインフレや中国経済の減速、不安定な中東情勢など先行き不透明な状況が続いているほか、船社のアライアンス再編が行われるなど、国際海上物流を取り巻く環境が変化していることから、このような変化を的確に捉えつつ、ハード・ソフト両面での国際コンテナ戦略港湾政策を展開し、神戸港のさらなる利用拡大を目指す。

#### ① 神戸港への集貨 1,168,500千円

内航フィーダーを活用した瀬戸内・九州・日本海側からの集貨や東南アジアー北米間をはじめとする神戸港でのトランシップ貨物の集貨に取り組み、基幹航路の多方面・多頻度化など航路網の充実を図る。

また、総合港として、高度な荷役・梱包技術を有する神戸港の強みを活かし、在来貨物の集貨・航路誘致を積極的に進めるとともに、令和7年10月に神戸市で開催する「世界港湾会議」を通じ、神戸港の国際的プレゼンス向上を図る。

- (R7年度事業)：
- ・ 阪神港貨物集貨促進事業  
(内航フィーダーを活用した貨物集貨支援等)
  - ・ 港勢拡大促進事業  
(新規航路開設やトランシップ貨物集貨支援等)
  - ・ 神戸港を活用したトライアル事業  
(物流改善トライアル支援、モーダルシフトの推進)
  - ・ 在来貨物集貨促進事業  
(在来貨物集貨促進、輸出梱包支援等)
  - ・ IAPH (国際港湾協会) 世界港湾会議の開催



## ② 高規格コンテナターミナル等の整備による港湾機能の強化 14,552,000千円

ポートアイランド（第2期）のコンテナターミナル（PC-13～17）において、複数バースの一体利用による貨物の円滑な積替え機能の強化などを目的に、国や阪神国際港湾（株）とともに、大規模高規格コンテナターミナルの整備を進める。また、六甲アイランドにおいて、貨物の高付加価値化やRORO貨物など多様な輸送モードの充実を目的とした複合ターミナル形成に向けた検討を行う。

さらに、大阪湾岸道路西伸部の整備や新・港湾情報システム「CONPAS」の導入支援・利用拡大、摩耶埠頭における新たな事業用地確保に向けた検討など、神戸港の港勢拡大・国際競争力強化を図る。

- (R7年度事業)：
- ・港湾直轄事業費負担金  
(高規格コンテナターミナル整備、大阪湾岸道路西伸部の整備促進)
  - ・阪神国際港湾株式会社資金貸付事業（ヤード整備等）
  - ・新・港湾情報システム「CONPAS」導入支援・利用拡大
  - ・コンテナターミナル拡張（PC-13～17）
  - ・複合ターミナル形成の検討
  - ・新たな事業用地確保に向けた検討（摩耶埠頭）

## (2) カーボンニュートラルポートの形成 2,933,500千円

「神戸港港湾脱炭素化推進計画」に基づき、照明のLED化や水素燃料電池を搭載したハイブリッド型の港務艇を建造するとともに、先進的な取り組みを進める海外諸港や民間事業者と連携するなど、引き続き神戸港の脱炭素化を推進する。

- (R7年度事業)：
- ・照明のLED化（道路、上屋、コンテナターミナル等）
  - ・環境対応港務艇の建造



環境対応港務艇イメージ

### (3) ウォーターフロント再開発

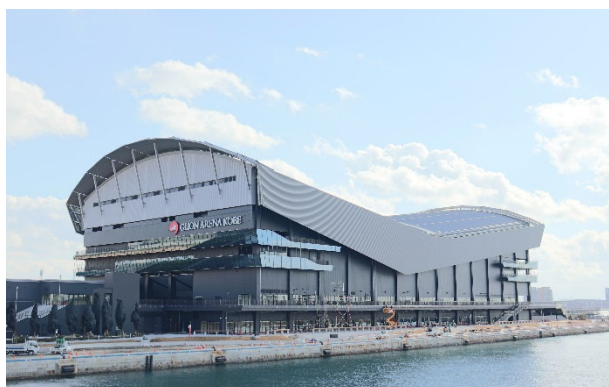
3,460,500千円

新港突堤西地区では、民間活力を導入した施設整備が進んでおり、「GLION ARENA KOBE」が令和7年4月に開業する。また、大型艇を中心としたマリーナ等の整備に向けた取り組みを進める。

令和6年4月に神戸ポートタワーの運営を再開した中突堤周辺地区では、再開発の取り組みを推進し、観光・エントランスエリアの機能強化を図る。

これらの再整備に加えて、ハーバーランド～中突堤～新港西地区の回遊性向上を目的とし、阪神高速3号神戸線の大規模更新事業に合わせた京橋地区の再編に向けた取り組みを進める。

- (R7年度事業)：
- ・新港第1突堤周辺緑地整備
  - ・中突堤中央ビル解体、周辺道路及び緑地整備
  - ・回遊性向上の検討（中突堤エリア周辺）
  - ・京橋地区の再編に向けた取り組み  
(船溜まり機能の再編、埋立の設計、係留施設の整備)
  - ・光と音の夜間景観演出



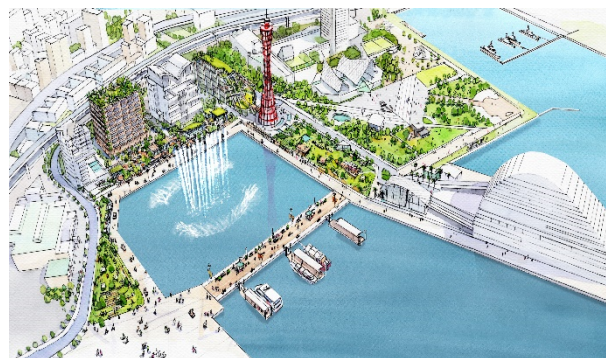
GLION ARENA KOBE



マリーナイメージ



京橋整備イメージ



中突堤整備イメージ



#### (4) 市民に親しまれるみなとづくり

888,850千円

ウォーターフロントエリアにおけるナイトタイムエコノミー推進のため、年間を通じた週末花火に加え、「みなと HANABI」やライトフェスティバルなど、周辺の事業者と連携して取り組む。

また、海事分野の人材育成については、神戸海洋博物館における企画展などの取り組みに加え、海事関係者や教育関係者と連携し、各世代を通じて港に親しみ、重要性を学ぶ機会を設ける。

さらに、海を身近に感じる親水空間として、六甲アイランドマリンパークの再整備を引き続き進める。

- (R7年度事業)：
- ・メリケンパークの賑わいづくり  
(花火、ライトフェスティバル、音楽・飲食コンテンツ等)
  - ・神戸海洋博物館の管理運営
  - ・神戸港バックヤードツアー・みなとの学習会の開催
  - ・高校生の探求学習支援・企業説明会の拡充
  - ・六甲アイランドマリンパーク再整備
  - ・神戸空港島等を起点とする海上航路の検討



マリンパーク再整備イメージ



みなと HANABI

(5) クルーズ客船・フェリーの受入れによる地域活性化 186,415千円

瀬戸内海の玄関口に位置し、都心に隣接したクルーズターミナルを有する神戸港の特長や淡路島を含む兵庫県内の魅力を活かし、プレミアム・ラグジュアリー船による瀬戸内クルーズをはじめとする神戸発着クルーズの誘致に取り組むとともに、港と空港が近い地理的優位性を生かしたフライ&クルーズを推進する。

また、フェリーについては、旅客や取扱貨物量の増加に向けた支援に取り組むことで、神戸港のにぎわい創出やモーダルシフトの推進を図る。

- (R7年度事業)：
- ・魅力的な神戸発着クルーズの推進  
(瀬戸内クルーズ・フライ&クルーズ)
  - ・おもてなし事業と寄港地観光の充実
  - ・フェリーの利用促進



ポートターミナル、フェリーターミナルに停泊するクルーズ客船、フェリー

(6) 須磨海岸エリアの魅力向上 280,000千円

砂浜を活用したスポーツイベントを開催するなど、四季を通じて家族連れで行きたくなるような賑わいのある海岸づくりに取り組むほか、須磨海浜公園等周辺施設との相乗効果を最大限発揮し、須磨海岸エリア全体の魅力向上を図る。

- (R7年度事業)：
- ・須磨海水浴場の運営
  - ・砂浜を活用したスポーツイベントの開催

(7) 港湾労働者などの福祉の増進 174,103千円

港湾労働者などの福祉の増進を図るため、港湾福利厚生施設の管理運営を行う。

- (R7年度事業)：
- ・神戸港福利厚生施設「神戸ポートオアシス」等の管理運営
  - ・港湾福利厚生施設の改修



## 2. 神戸市空港整備事業費

### (1) 神戸空港の国際化

1, 696, 073千円

神戸空港では、令和7年4月18日より第2ターミナルの供用を開始し、国際チャーター便の運用を開始する（週40便）。安全・安心、快適にご利用いただけるよう、関西エアポート神戸(株)や航空会社等と連携・協力しながら、着実に運用を行うとともに、国際チャーター便の受入拡大に向けた取り組みを進める。

また、神戸空港のさらなる航空需要の拡大を図り、神戸のまちの成長・発展につなげるため、特に神戸市以西の新たな市場開拓に取り組むとともに、2030年前後の国際定期便就航に向けた機能強化の検討を進める。

- (R7年度事業)：
- ・第2ターミナル等の管理運営
  - ・新たな市場開拓
  - ・国際定期便就航に向けた機能強化検討
  - ・RESA（滑走路端安全区域）対策

(国際チャーター便の就航予定（週40便）)

国・地域	都市	航空会社	便数/週
韓国	ソウル（仁川）	大韓航空	14便
中国	上海（浦東）	吉祥航空	7便
	南京	吉祥航空	7便
台湾	台北（桃園）	スターラックス航空	3便（火・木・日）
		エバー航空	2便（月・金）
	台中	スターラックス航空	7便

※ 航空会社による関係国政府の許認可の取得等を前提



第2ターミナル

### 3. 一般会計（港湾局所管分）

#### （1）高潮・津波対策

近い将来、発生が想定される南海トラフ巨大地震に伴う津波や、大型化する台風に伴う高潮に対応するため、防潮堤等の整備や地盤嵩上げ等を進めてきた（高潮対策は平成27年度、津波対策は令和4年度に完了）。

引き続き、安全で安心なまちづくりのため、ハード・ソフト両面での総合的な防災対策に取り組む。

##### ① 海岸保全施設の老朽化対策

352,000千円

高潮や津波発生時における市民の安全を確保するため、排水ポンプ場など海岸保全施設を計画的に補修し、施設の機能維持及び延命化に取り組む。

##### ② 神戸港高潮対策緊急事業

2,730,000千円

ポートアイランドにおいて、高潮発生時においても通行機能を確保するため、排水ポンプ整備や道路の嵩上げなどによる緊急輸送路の浸水対策に取り組むほか、六甲アイランドにおいても荷さばき地や背後道路の地盤嵩上げを進める。

## Ⅱ 令和7年度神戸市港湾事業会計予算

## 予算第15号議案

### 令和7年度神戸市港湾事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和7年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

##### (1) 港湾管理

岸壁	53,000,000トン
物揚場	200,000トン
埠頭用地	
専用	190,000,000平方メートル
一般	46,000,000平方メートル
港湾幹線道路	7,000,000台
入港料対象船舶	114,000,000トン

##### (2) 港湾施設運営

上屋	
専用	35,000,000平方メートル
一般	32,000,000平方メートル
荷役機械	400回/30分
船舶給水	160,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 港湾管理事業収益	26,777,000千円
第1項 営業収益	17,691,800千円
第2項 営業外収益	8,590,359千円
第3項 特別利益	494,841千円
第2款 港湾施設運営事業収益	2,348,000千円
第1項 営業収益	1,922,616千円
第2項 営業外収益	419,367千円

第3項	特別利益	6,017千円
第3款	空港島事業収益	584,000千円
第1項	営業収益	540,202千円
第2項	営業外収益	23,393千円
第3項	特別利益	20,405千円
	計	29,709,000千円

## 支 出

第1款	港湾管理事業費	25,534,000千円
第1項	営業費用	23,604,033千円
第2項	営業外費用	1,906,018千円
第3項	特別損失	23,949千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,172,000千円
第1項	営業費用	2,892,490千円
第2項	営業外費用	16,450千円
第3項	特別損失	263,060千円
第3款	空港島事業費	544,000千円
第1項	営業費用	540,863千円
第2項	営業外費用	3,137千円
第4款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	29,300,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,692,503千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款	資本的収入	49,261,418千円
第1項	企業債	17,498,500千円
第2項	他会計繰入金	10,110,685千円
第3項	他会計補助金	8,762,900千円
第4項	国庫支出金	2,881,000千円
第5項	県支出金	304,453千円
第6項	財産収入	6,016,985千円
第7項	組入金	1,592,645千円



第8項 雑 収 入 2,094,250千円

## 支 出

第1款 資本的支出 56,953,921千円

第1項 建設改良費 23,279,519千円

第2項 投 資 18,021,440千円

第3項 企業債等償還金 15,602,962千円

第4項 予 備 費 50,000千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
港湾幹線道路料金徴収（令和7年度）	令和7～8年度	327,800千円
神戸空港島整備（令和7年度）	令和7～8年度	423,000千円
新港第4突堤歩道橋改良（令和7年度）	令和7～8年度	200,000千円
中突堤中央ビル北館解体（令和7年度）	令和7～8年度	264,000千円
港湾幹線道路安全対策（令和7年度）	令和7～8年度	301,290千円
京橋地区ほか係留施設整備（令和7年度）	令和7～9年度	3,405,000千円

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	17,498,500千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

### (他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,897,269千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、147,301千円と定める。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	52,000㎡	譲 渡

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 6,278,000	港湾幹線道路等予防保全 京橋地区ほか船だまり整備 等
港湾環境整備	589,000	中突堤地区緑地整備 六甲アイランド緑地改修 等
港湾直轄事業費 負担金	6,568,000	高規格コンテナターミナル整備 大阪湾岸道路西伸部の整備促進 等
埋立	34,800	京橋地区 等
其他建設改良	8,911,651	港湾施設の照明LED化 ポートアイランド（第2期）埠頭用地整備 等
土地等購入	101,850	港湾用地購入
関連建設改良	796,218	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
<b>合計</b>	<b>23,279,519</b>	

(予算第15号議案)

〔港 湾 事 業 会 計〕  
令和7年度神戸市港湾事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 港湾管理事業収益	1 営 業 収 益		26,777,000	
			千円	
			17,691,800	
		1 岸 壁 使 用 料	609,562	
		2 物 揚 場 使 用 料	25,314	
		3 埠 頭 用 地 使 用 料	3,462,924	
		4 運 河 使 用 料	9,156	兵庫運河使用料
		5 ドルフィン使用料	266	
		6 港 湾 幹 線 道 路 使 用 料	2,076,043	
		7 入 港 料	231,950	
		8 港 湾 環 境 整 備 負 担 金	69,693	
		9 賃 貸 料	10,107,042	倉庫用地等貸付料
	10 水 域 占 用 料	322,182		
	11 受 託 工 事 収 益	500		
	12 其 他 営 業 収 益	777,168	ヨットハーバー、駐車場使用料等	
	2 営 業 外 収 益		8,590,359	
		1 受 取 利 息 及 配 当 金	11,153	貸付金利息等
		2 他 会 計 補 助 金	1,134,369	一般会計補助金
		3 国 庫 補 助 金	5,900	
		4 委 託 金	1,859	港湾調査統計事務県委託金
5 長 期 前 受 金 戻 入		7,361,747	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化	
3 特 別 利 益	6 雑 収 益	75,331	光熱水費償還金等	
		494,841		
	1 固 定 資 産 売 却 益	486,000	土地売却益	
	2 其 他 特 別 利 益	8,841		

款	項	目	予 定 額	備 考	
2 港 湾 施 設 運 営 事 業 収 益	1 営 業 収 益	1 上 屋 使 用 料	1,629,938		
		2 荷 役 機 械 使 用 料	17,591	ガントリークレーン等使用料	
		3 給 水 料	88,472	岸壁給水、運搬給水、自動販売機等による給水料	
		4 其 他 営 業 収 益	186,615	旅客施設使用料等	
	2 営 業 外 収 益	1 長 期 前 受 金 戻 入	357,171	減価償却費等に対応する長期前受金の収益化	
		2 雑 収 益	62,196	光熱水費償還金等	
	3 特 別 利 益	1 其 他 特 別 利 益	6,017		
		1 其 他 特 別 利 益	6,017		
	3 空 港 事 業 収 益	1 営 業 収 益	1 賃 貸 料	176,992	事業用地等貸付料
			2 其 他 営 業 収 益	363,210	建設残土受入料、緑地使用料等
1 雑 収 益			23,393		
2 営 業 外 収 益		1 雑 収 益	23,393		
		1 其 他 特 別 利 益	20,405		
3 特 別 利 益		1 其 他 特 別 利 益	20,405		
		1 其 他 特 別 利 益	20,405		
合 計			29,709,000		

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 港 湾 管 理 事 業 費	1 営 業 費 用	1 業 務 費	4,404,384	管理運営費等
		2 振 興 費	2,550,518	貨物集貨施策、神戸港振興施策、港湾調査統計費等
		3 受 託 工 事 費	500	
		4 施 設 保 繕 費	2,059,301	施設維持補修費
		5 総 係 費	1,518,929	職員の給料、職員手当等
		6 減 価 償 却 費	13,008,051	固定資産減価償却費
		7 資 産 減 耗 費	62,350	
		1 港 湾 管 理 事 業 費		



款	項	目	予 定 額	備 考
			千円	
2	港 湾 施 設 運 営 事 業 費	2 営 業 外 費 用	1,906,018	
		1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	1,594,018	企業債利息等
		2 消 費 税	300,000	消費税及び地方消費税納付額
		3 雑 支 出	12,000	
		3 特 別 損 失	23,949	
		1 其 他 特 別 損 失	23,949	
			3,172,000	
		1 営 業 費 用	2,892,490	
		1 業 務 費	1,135,259	上屋、荷役機械、給水施設に係る管理運営費、維持補修費等
		2 総 係 費	539,613	職員の給料、職員手当等
	3 減 価 償 却 費	1,188,421	固定資産減価償却費	
	4 資 産 減 耗 費	29,197		
3	空 港 島 事 業 費	2 営 業 外 費 用	16,450	
		1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費	15,950	企業債利息等
		2 雑 支 出	500	
		3 特 別 損 失	263,060	
		1 其 他 特 別 損 失	263,060	固定資産除却損
			544,000	
		1 営 業 費 用	540,863	
		1 業 務 費	506,463	管理運営費等
		2 総 係 費	34,400	職員の給料、職員手当等
	4	予 備 費	2 営 業 外 費 用	3,137
1 支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費			2,637	企業債利息等
2 雑 支 出			500	
		1 予 備 費	50,000	
		1 予 備 費	50,000	
		1 予 備 費	50,000	
合 計			29,300,000	

給与費内訳  
職員数179人（短時間勤務職員25人を含む）の報酬53,336千円，給料646,065千円，手当等1,099,738千円，法定福利費269,043千円を計上

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 収 入	1 企 業 債 2 他 会 計 繰 入 金 3 他 会 計 補 助 金 4 国 庫 支 出 金 5 県 支 出 金 6 財 産 収 入 7 組 入 金 8 雑 収 入		49,261,418	
			17,498,500	
		1 企 業 債	17,498,500	建設改良費等に充当する企業債
			10,110,685	
		1 基 金 繰 入 金	10,110,685	建設改良費等に充当する基金繰入金
			8,762,900	
		1 一 般 会 計 補 助 金	8,762,900	建設改良費等に充当する一般会計補助金
			2,881,000	
		1 国 庫 補 助 金	2,881,000	建設改良費に充当する国庫補助金
			304,453	
	1 県 補 助 金	304,453	企業債償還に充当する県補助金	
		6,016,985		
	1 財 産 売 却 代	6,000,000	土地売却代	
	2 基 金 収 入	16,985	基金運用益	
		1,592,645		
	1 組 入 金	1,592,645	護岸使用料収入	
		2,094,250		
	1 返 還 金	1,711,177	阪神国際港湾株式会社貸付金等の返還金等	
	2 其 他	383,073	移転補償に係る受託費等	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		56,953,921	
			23,279,519	
		1 港 湾 建 設 費	6,278,000	港湾幹線道路等予防保全、京橋地区ほか船だまり整備等
		2 港 湾 環 境 整 備 費	589,000	中突堤地区緑地整備、六甲アイランド緑地改修等
	3 港 湾 直 轄 事 業 費 負 担 金	6,568,000	高規格コンテナターミナル整備等	

款	項	目	予 定 額	備 考
			千円	
		4 埋 立 費	34,800	京橋地区等
		5 其他建設改良費	8,911,651	港湾施設の照明LED化、ポートアイランド（第2期）埠頭用地整備等
		6 土地等購入費	101,850	港湾用地購入
		7 関連建設改良費	796,218	建設改良部門職員の給料、職員手当等
	2 投 資		18,021,440	
		1 投 資	5,873,500	阪神国際港湾株式会社貸付金、空港整備事業費に対する貸付金等
		2 基金造成費	12,147,940	港湾事業基金造成費
	3 企業債等償還金		15,602,962	
		1 企業債等償還金	15,602,962	企業債元金償還金等
	4 予 備 費		50,000	
		1 予 備 費	50,000	

給与費内訳

職員数79人（短時間勤務職員8人を含む）の報酬7,349千円，給料312,976千円，手当等343,442千円，法定福利費123,751千円を計上

## 令和7年度神戸市港湾事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>当年度純利益</td><td style="text-align: right;">72,000</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">14,208,562</td></tr> <tr><td>資産減耗費</td><td style="text-align: right;">11,515</td></tr> <tr><td>退職給付引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">518,542</td></tr> <tr><td>特別修繕引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 174,546</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 7,718,918</td></tr> <tr><td>受取利息及配当金</td><td style="text-align: right;">△ 9,815</td></tr> <tr><td>支払利息及企業債取扱諸費</td><td style="text-align: right;">1,183,720</td></tr> <tr><td>有形固定資産売却損益</td><td style="text-align: right;">△ 486,000</td></tr> <tr><td>有形固定資産除却損</td><td style="text-align: right;">58,809</td></tr> <tr><td>未収金・破産更生債権等の増減額</td><td style="text-align: right;">307,732</td></tr> <tr><td>未払金の増減額</td><td style="text-align: right;">3,222,114</td></tr> <tr><td>たな卸資産の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 13,391</td></tr> <tr><td>前受金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 229,073</td></tr> <tr><td>預り金の増減額</td><td style="text-align: right;">65,584</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,016,835</td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">9,815</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 1,183,720</td></tr> <tr><td><b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b></td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"><b>9,842,930</b></td></tr> </table>	当年度純利益	72,000	減価償却費	14,208,562	資産減耗費	11,515	退職給付引当金の増減額	518,542	特別修繕引当金の増減額	△ 174,546	長期前受金戻入額	△ 7,718,918	受取利息及配当金	△ 9,815	支払利息及企業債取扱諸費	1,183,720	有形固定資産売却損益	△ 486,000	有形固定資産除却損	58,809	未収金・破産更生債権等の増減額	307,732	未払金の増減額	3,222,114	たな卸資産の増減額	△ 13,391	前受金の増減額	△ 229,073	預り金の増減額	65,584	小計	11,016,835	利息及び配当金の受取額	9,815	利息の支払額	△ 1,183,720	<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9,842,930</b>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有形・無形固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 28,590,418</td></tr> <tr><td>有形固定資産の売却収入</td><td style="text-align: right;">6,486,000</td></tr> <tr><td>貸付金貸付による支出</td><td style="text-align: right;">△ 5,873,500</td></tr> <tr><td>貸付金返還による収入</td><td style="text-align: right;">1,711,177</td></tr> <tr><td>基金造成による支出</td><td style="text-align: right;">△ 12,147,940</td></tr> <tr><td>基金繰入による収入</td><td style="text-align: right;">10,110,685</td></tr> <tr><td>財産収入による収入</td><td style="text-align: right;">16,985</td></tr> <tr><td>組入金による収入</td><td style="text-align: right;">1,401,528</td></tr> <tr><td>国庫補助金による収入</td><td style="text-align: right;">2,881,000</td></tr> <tr><td>雑収入による収入</td><td style="text-align: right;">229,073</td></tr> <tr><td>工事負担金による収入</td><td style="text-align: right;">154,000</td></tr> <tr><td><b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b></td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"><b>△ 23,621,410</b></td></tr> </table> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一時借入金収入</td><td style="text-align: right;">20,000,000</td></tr> <tr><td>一時借入金返済</td><td style="text-align: right;">△ 20,000,000</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てる企業債収入</td><td style="text-align: right;">17,498,500</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てた企業債等償還</td><td style="text-align: right;">△ 15,602,962</td></tr> <tr><td>他会計補助金による収入</td><td style="text-align: right;">8,762,900</td></tr> <tr><td>県補助金による収入</td><td style="text-align: right;">304,453</td></tr> <tr><td><b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b></td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"><b>10,962,891</b></td></tr> </table>	有形・無形固定資産の取得による支出	△ 28,590,418	有形固定資産の売却収入	6,486,000	貸付金貸付による支出	△ 5,873,500	貸付金返還による収入	1,711,177	基金造成による支出	△ 12,147,940	基金繰入による収入	10,110,685	財産収入による収入	16,985	組入金による収入	1,401,528	国庫補助金による収入	2,881,000	雑収入による収入	229,073	工事負担金による収入	154,000	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 23,621,410</b>	一時借入金収入	20,000,000	一時借入金返済	△ 20,000,000	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	17,498,500	建設改良費等の財源に充てた企業債等償還	△ 15,602,962	他会計補助金による収入	8,762,900	県補助金による収入	304,453	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>10,962,891</b>
当年度純利益	72,000																																																																												
減価償却費	14,208,562																																																																												
資産減耗費	11,515																																																																												
退職給付引当金の増減額	518,542																																																																												
特別修繕引当金の増減額	△ 174,546																																																																												
長期前受金戻入額	△ 7,718,918																																																																												
受取利息及配当金	△ 9,815																																																																												
支払利息及企業債取扱諸費	1,183,720																																																																												
有形固定資産売却損益	△ 486,000																																																																												
有形固定資産除却損	58,809																																																																												
未収金・破産更生債権等の増減額	307,732																																																																												
未払金の増減額	3,222,114																																																																												
たな卸資産の増減額	△ 13,391																																																																												
前受金の増減額	△ 229,073																																																																												
預り金の増減額	65,584																																																																												
小計	11,016,835																																																																												
利息及び配当金の受取額	9,815																																																																												
利息の支払額	△ 1,183,720																																																																												
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>9,842,930</b>																																																																												
有形・無形固定資産の取得による支出	△ 28,590,418																																																																												
有形固定資産の売却収入	6,486,000																																																																												
貸付金貸付による支出	△ 5,873,500																																																																												
貸付金返還による収入	1,711,177																																																																												
基金造成による支出	△ 12,147,940																																																																												
基金繰入による収入	10,110,685																																																																												
財産収入による収入	16,985																																																																												
組入金による収入	1,401,528																																																																												
国庫補助金による収入	2,881,000																																																																												
雑収入による収入	229,073																																																																												
工事負担金による収入	154,000																																																																												
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 23,621,410</b>																																																																												
一時借入金収入	20,000,000																																																																												
一時借入金返済	△ 20,000,000																																																																												
建設改良費等の財源に充てる企業債収入	17,498,500																																																																												
建設改良費等の財源に充てた企業債等償還	△ 15,602,962																																																																												
他会計補助金による収入	8,762,900																																																																												
県補助金による収入	304,453																																																																												
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>10,962,891</b>																																																																												
	<p><b>資金増加額</b> <span style="float: right;">△ 2,815,589</span></p> <p><b>資金期首残高</b> <span style="float: right;">44,533,086</span></p> <p><b>資金期末残高</b> <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">41,717,497</span></p>																																																																												

令和7年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		421,271,732	
ロ	建 物	64,388,421		
	減価償却累計額	<u>△ 36,316,741</u>	28,071,680	
ハ	建 物 附 属 設 備	12,105,948		
	減価償却累計額	<u>△ 7,664,074</u>	4,441,874	
ニ	構 築 物	578,005,743		
	減価償却累計額	<u>△ 304,510,980</u>	273,494,763	
ホ	機 械 及 装 置	16,996,996		
	減価償却累計額	<u>△ 13,384,412</u>	3,612,584	
ヘ	車 両 及 運 搬 具	64,960		
	減価償却累計額	<u>△ 60,715</u>	4,245	
ト	船 舶	781,483		
	減価償却累計額	<u>△ 707,156</u>	74,327	
チ	工 具 器 具 及 備 品	3,813,317		
	減価償却累計額	<u>△ 3,499,611</u>	313,706	
リ	建 設 仮 勘 定		243,428,452	
	有 形 固 定 資 産 合 計		<u>974,713,363</u>	
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		47,176,392	
ロ	電 話 加 入 権		1,715	
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		<u>131</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>47,178,238</u>	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
イ	投 資 有 価 証 券		2,173,574	
ロ	出 資 金		40,800	
ハ	長 期 貸 付 金		49,572,728	
ニ	基 金		12,748,620	
ホ	破 産 更 生 債 権 等		245,911	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 245,911</u>	
ヘ	そ の 他 の 投 資		<u>313,638</u>	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>64,849,360</u>	
	固 定 資 産 合 計			<u>1,086,740,961</u>



2	流動資産			
(1)	現金預金		41,717,497	
(2)	未収金	2,630,542		
	貸倒引当金	<u>△ 262,703</u>	2,367,839	
(3)	貯蔵品		147,301	
(4)	短期貸付金		1,389,512	
(5)	前払費用		<u>175,560</u>	
	流動資産合計			<u>45,797,709</u>
	資産合計			<u><u>1,132,538,670</u></u>
		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	177,789,189		
	ロ その他の企業債	<u>345,318</u>		
	企業債合計		178,134,507	
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金	1,556,059		
	ロ 特別修繕引当金	<u>2,362,976</u>		
	引当金合計		3,919,035	
(3)	その他固定負債		<u>1,754,672</u>	
	固定負債合計			<u>183,808,214</u>
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	19,135,751		
	ロ その他の企業債	<u>115,106</u>		
	企業債合計		19,250,857	
(2)	未払金		9,601,782	
(3)	前受金		465,212	
(4)	預り金		4,920,984	
(5)	賞与等引当金		<u>328,601</u>	
	流動負債合計			<u>34,567,436</u>
5	繰延収益			
	長期前受金		479,616,241	
	収益化累計額		<u>△ 224,800,303</u>	
	繰延収益合計			<u>254,815,938</u>
	負債合計			<u><u>473,191,588</u></u>

6 資本金			252,059,033
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 再評価積立金	2,668,566		
ロ 国庫補助金	10,236,817		
ハ 県補助金	685,734		
ニ 受贈財産評価額	132,060,499		
ホ 工事負担金	10,397,818		
ヘ 他会計補助金	4,013,239		
ト その他資本剰余金	232,598,081		
資本剰余金合計		392,660,754	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	12,939,043		
ロ 当年度未処分利益剰余金	1,688,252		
利益剰余金合計		14,627,295	
剰余金合計			407,288,049
資本合計			659,347,082
負債資本合計			1,132,538,670

## 注 記

**I 重要な会計方針に係る事項に関する注記**

1 有価証券の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法によっている。
- ・主な耐用年数

建 物	19年～50年	建物附属設備	10年～18年
構 築 物	10年～75年	機 械 及 装 置	8年～22年
車両及運搬具	4年～6年	船 舶	5年～14年
工具器具及備品	2年～15年		

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法によっている。

3 重要なリース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金  
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。  
なお、会計基準変更時差異（1,596,177千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）にわたり、均等額を分割計上している。

(2) 賞与等引当金  
職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金  
債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 特別修繕引当金  
会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。

5 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

**II 予定貸借対照表等に関する注記**

1 企業債の償還に係る他会計の負担  
貸借対照表上に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は68,974,552千円である。

**III セグメント情報に関する注記**

1 セグメントの概要  
神戸市港湾事業では、港湾事業、空港島事業を報告セグメントとしている。  
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
港湾事業	港湾の管理・整備
空港島事業	空港島の管理・整備

2 報告セグメントごとの営業収益等

(単位:千円)

	港湾事業	空港島事業	合計
営業収益	18,583,997	519,562	19,103,559
営業費用	26,131,056	502,952	26,634,008
営業損益	△7,547,059	16,610	△7,530,449
経常損益	△168,457	36,595	△131,862
セグメント資産	1,047,082,995	85,455,675	1,132,538,670
セグメント負債	472,618,913	572,675	473,191,588
その他の項目			
特別損益	233,457	20,405	253,862
減価償却費	14,196,472	-	14,196,472
有形固定資産及び無形固定資産の増減額	△485,773	85,355,000	84,869,227

※千円未満の端数処理のため、金額の合計が一致しないことがある。

**IV リース契約により使用する固定資産に関する注記**

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内	5,180千円	1年超	25,190千円	計	30,370千円
-----	---------	-----	----------	---	----------

V その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として 195,631 千円を支出するため、退職給付引当金 195,631 千円を使用する。

2 賞与等引当金の取崩し

当年度において、賞与等として 220,435 千円を支出するため、賞与等引当金 146,957 千円を使用する。

3 特別修繕引当金の取崩し

当年度において、港湾幹線道路改修工事として 174,546 千円を支出するため、特別修繕引当金 174,546 千円を使用する。

# 令和6年度神戸市港湾事業会計予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

I 港湾管理事業			
1 営業収益			
(1) 岸壁使用料	560,856		
(2) 物揚場使用料	24,235		
(3) 埠頭用地使用料	3,113,438		
(4) 運河使用料	8,743		
(5) ドルフィン使用料	225		
(6) 港湾幹線道路使用料	1,274,505		
(7) 入港料	229,557		
(8) 港湾環境整備負担金	67,494		
(9) 賃貸貸料	7,677,426		
(10) 水域占用料	322,747		
(11) 受託工事収益	1,859,809		
(12) 其他営業収益	650,132	15,789,167	
2 営業費用			
(1) 業務費	4,078,739		
(2) 振興費	2,975,217		
(3) 受託工事費	1,796,173		
(4) 施設保繕費	1,242,878		
(5) 総係費	1,234,527		
(6) 減価償却費	12,348,305		
(7) 資産減耗費	58,189	23,734,028	
港湾管理事業営業損失			7,944,861
3 営業外収益			
(1) 受取利息及配当金	8,995		
(2) 他会計補助金	1,112,327		
(3) 国庫補助金	5,900		
(4) 委託金	1,647		
(5) 長期前受金戻入	7,251,418		
(6) 雑収益	161,585	8,541,872	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	1,594,902		
(2) 雑支出	12,000	1,606,902	6,934,970
港湾管理事業経常損失			1,009,891



5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1,182,000		
(2) その他特別利益	316,861	1,498,861	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	565	565	1,498,296
当年度港湾管理事業純利益			488,405
II 港湾施設運営事業			
1 営業収益			
(1) 上屋使用料	1,535,035		
(2) 荷役機械使用料	15,848		
(3) 給水料	88,236		
(4) その他営業収益	159,923	1,799,042	
2 営業費用			
(1) 業務費	865,450		
(2) 総係費	469,405		
(3) 減価償却費	1,324,229		
(4) 資産減耗費	197,721	2,856,805	
港湾施設運営事業営業損失			1,057,763
3 営業外収益			
(1) 長期前受金戻入	350,429		
(2) 雑収益	306,281	656,710	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及企業債取扱諸費	16,087		
(2) 雑支出	500	16,587	640,123
港湾施設運営事業経常損失			417,640
5 特別利益			
(1) その他特別利益	50,248	50,248	
6 特別損失			
(1) その他特別損失	159,608	159,608	△ 109,360
当年度港湾施設運営事業純損失			527,000
III 予備費	50,000	50,000	△ 50,000
当年度純損失			88,595
前年度繰越利益剰余金			981
当年度未処理欠損金			87,614

令和6年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		342,396,732	
ロ	建 物	64,429,195		
	減価償却累計額	<u>△ 34,905,726</u>	29,523,469	
ハ	建 物 附 属 設 備	12,114,598		
	減価償却累計額	<u>△ 7,324,459</u>	4,790,139	
ニ	構 築 物	578,191,446		
	減価償却累計額	<u>△ 294,489,881</u>	283,701,565	
ホ	機 械 及 装 置	17,445,529		
	減価償却累計額	<u>△ 13,331,881</u>	4,113,648	
ヘ	車 両 及 運 搬 具	66,256		
	減価償却累計額	<u>△ 61,666</u>	4,590	
ト	船 舶	781,483		
	減価償却累計額	<u>△ 693,695</u>	87,788	
チ	工 具 器 具 及 備 品	3,814,107		
	減価償却累計額	<u>△ 3,436,705</u>	377,402	
リ	建 設 仮 勘 定		221,123,787	
	有 形 固 定 資 産 合 計			886,119,120
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		48,857,573	
ロ	電 話 加 入 権		1,715	
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		326	
	無 形 固 定 資 産 合 計			48,859,614
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
イ	投 資 有 価 証 券		2,173,574	
ロ	出 資 金		40,800	
ハ	長 期 貸 付 金		45,263,763	
ニ	基 金		10,711,365	
ホ	破 産 更 生 債 権 等		245,911	
	貸 倒 引 当 金		△ 245,911	
ヘ	そ の 他 の 投 資		313,638	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			58,503,140
	固 定 資 産 合 計			993,481,874

2	流動資産			
(1)	現金預金		44,533,086	
(2)	未収金	2,747,157		
	貸倒引当金	<u>△ 262,703</u>	2,484,454	
(3)	貯蔵品		133,910	
(4)	短期貸付金		1,536,154	
(5)	前払費用		<u>175,560</u>	
	流動資産合計			<u>48,863,164</u>
	資産合計			<u><u>1,042,345,038</u></u>
		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	180,326,721		
	ロ その他の企業債	<u>460,423</u>		
	企業債合計		180,787,144	
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金	1,037,517		
	ロ 特別修繕引当金	<u>2,537,522</u>		
	引当金合計		3,575,039	
(3)	その他固定負債		<u>1,754,672</u>	
	固定負債合計			<u>186,116,855</u>
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	13,587,576		
	ロ その他の企業債	<u>115,106</u>		
	企業債合計		13,702,682	
(2)	未払金		12,432,344	
(3)	前受金		694,285	
(4)	預り金		4,855,400	
(5)	賞与等引当金		<u>320,520</u>	
	流動負債合計			<u>32,005,231</u>
5	繰延収益			
	長期前受金		475,538,772	
	収益化累計額		<u>△ 217,081,386</u>	
	繰延収益合計			<u>258,457,386</u>
	負債合計			<u><u>476,579,472</u></u>

6 資本金			241,030,946
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 再評価積立金	2,668,566		
ロ 国庫補助金	10,236,817		
ハ 県補助金	685,734		
ニ 受贈財産評価額	47,185,499		
ホ 工事負担金	10,397,818		
ヘ 他会計補助金	4,013,239		
ト その他資本剰余金	231,988,451		
資本剰余金合計		307,176,124	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	14,054,909		
ロ 当年度未処分利益剰余金	3,503,587		
利益剰余金合計		17,558,496	
剰余金合計			324,734,620
資本合計			565,765,566
負債資本合計			1,042,345,038

## 注 記

<p><b>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</b></p> <p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 移動平均法による原価法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却の方法 定額法によっている。</li> <li>・主な耐用年数</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建 物</td> <td style="width: 15%;">19年～50年</td> <td style="width: 15%;">建物附属設備</td> <td style="width: 15%;">10年～18年</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td>10年～75年</td> <td>機 械 及 装 置</td> <td>8年～22年</td> </tr> <tr> <td>車両及運搬具</td> <td>4年～6年</td> <td>船 舶</td> <td>5年～14年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及備品</td> <td>2年～15年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却の方法 定額法によっている。</li> </ul> <p>3 重要なリース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>4 引当金の計上方法</p> <p>(1) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。 なお、会計基準変更時差異（1,596,177千円）については、平成26年度から職員の退職までの平均残余勤務年数内（14年）にわたり、均等額を分割計上している。</p> <p>(2) 賞与等引当金 職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。</p> <p>(3) 貸倒引当金 債権の不納欠損に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。</p> <p>(4) 特別修繕引当金 会計基準改正前に計上されていた修繕引当金を計上している。</p> <p>5 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。</p>	建 物	19年～50年	建物附属設備	10年～18年	構 築 物	10年～75年	機 械 及 装 置	8年～22年	車両及運搬具	4年～6年	船 舶	5年～14年	工具器具及備品	2年～15年			<p><b>II 予定貸借対照表等に関する注記</b></p> <p>1 企業債の償還に係る他会計の負担 貸借対照表上に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は67,949,531千円である。</p> <p><b>III リース契約により使用する固定資産に関する注記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1年内 3,228千円</td> <td style="width: 33%;">1年超 7,703千円</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">計 10,931千円</td> </tr> </table> <p><b>IV その他の注記</b></p> <p>1 退職給付引当金の取崩し 当年度において、退職手当として216,740千円を支出するため、退職給付引当金216,740千円を使用する。</p> <p>2 賞与等引当金の取崩し 当年度において、賞与等として208,858千円を支出するため、賞与等引当金139,239千円を使用する。</p> <p>3 特別修繕引当金の取崩し 当年度において、港湾幹線道路改修工事として86,400千円を支出するため、特別修繕引当金86,400千円を使用する。</p>	1年内 3,228千円	1年超 7,703千円	計 10,931千円
建 物	19年～50年	建物附属設備	10年～18年																	
構 築 物	10年～75年	機 械 及 装 置	8年～22年																	
車両及運搬具	4年～6年	船 舶	5年～14年																	
工具器具及備品	2年～15年																			
1年内 3,228千円	1年超 7,703千円	計 10,931千円																		

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	令和6年度末までの 支払義務発生見込額		令和7年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	企業債	その他	一般会計 補助金
E S C O 事業 (令和3年度)	850,000	令和4年度以降	216,722	令和14年度まで	633,278	-	-	633,278	-
ポートターミナルほか指定管理 (令和5年度)	1,323,000	令和5年度以降	514,183	令和9年度まで	808,817	-	-	808,817	-
神戸三宮フェリーターミナル指定管理 (令和5年度)	190,000	令和5年度以降	37,996	令和10年度まで	152,004	-	-	152,004	-
神戸港ウォーターフロントエリア指定管理 (令和5年度)	806,000	令和5年度以降	161,132	令和10年度まで	644,868	-	-	644,868	-
港湾幹線道路・港島トンネル交通管理 (令和6年度)	229,000	-	-	令和8年度まで	198,000	-	-	198,000	-
神戸海洋博物館指定管理 (令和6年度)	530,000	-	-	令和11年度まで	530,000	-	-	530,000	-
京橋地区ほか船だまり整備 (令和6年度)	3,300,000	-	-	令和8年度まで	3,300,000	1,320,000	1,782,000	198,000	-
港湾幹線道路料金徴収 (令和7年度)	327,800	-	-	令和8年度まで	327,800	-	-	327,800	-
神戸空港島整備 (令和7年度)	423,000	-	-	令和8年度まで	423,000	-	-	423,000	-
新港第4突堤歩道橋改良 (令和7年度)	200,000	-	-	令和8年度まで	200,000	-	-	200,000	-
中突堤中央ビル北館解体 (令和7年度)	264,000	-	-	令和8年度まで	264,000	-	-	264,000	-
港湾幹線道路安全対策 (令和7年度)	301,290	-	-	令和8年度まで	301,290	-	-	301,290	-
京橋地区ほか係留施設整備 (令和7年度)	3,405,000	-	-	令和9年度まで	3,405,000	1,362,000	1,838,000	205,000	-

### Ⅲ 令和7年度神戸市空港整備事業費予算

令和7年度神戸市空港整備事業費予算

1 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金額
1 空港整備事業収入		272,000
	1 繰入金	272,000
2 空港管理事業収入		3,057,262
	1 使用料及手数料	1,215,674
	2 県支出金	225,460
	3 財産収入	445,000
	4 繰入金	747,694
	5 繰越金	1
	6 諸収入	423,433
歳入合計		3,329,262

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金額
1 空港整備事業費		3,329,262
	1 職員費	117,573
	2 空港整備事業費	272,000
	3 空港管理事業費	2,938,689
	4 予備費	1,000
歳出合計		3,329,262



## 2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 空 港 整 備 事 業 収 入	272,000	17,922,978	△17,650,978	
1 繰 入 金	272,000	14,870,142	△14,598,142	
1 繰 入 金	272,000	14,870,142	△14,598,142	
1 一 般 会 計 繰 入 金	182,000	1,275,742	△1,093,742	一般会計からの所要額の繰入
2 港 湾 事 業 会 計 繰 入 金	90,000	13,594,400	△13,504,400	
○ 国 庫 支 出 金	-	840,500	△840,500	
○ 県 支 出 金	-	247,336	△247,336	
○ 財 産 収 入	-	445,000	△445,000	
○ 市 債	-	1,520,000	△1,520,000	
2 空 港 管 理 事 業 収 入	3,057,262	-	3,057,262	
1 使 用 料 及 手 数 料	1,215,674	-	1,215,674	
1 使 用 料	1,215,674	-	1,215,674	
1 空 港 施 設 使 用 料	1,215,674	-	1,215,674	第2ターミナルビル等使用料
2 県 支 出 金	225,460	-	225,460	
1 補 助 金	225,460	-	225,460	
1 空 港 整 備 事 業 費 補 助 金	225,460	-	225,460	
3 財 産 収 入	445,000	-	445,000	
1 財 産 運 用 収 入	445,000	-	445,000	
1 運 営 権 対 価	445,000	-	445,000	神戸空港運営権対価
4 繰 入 金	747,694	-	747,694	
1 繰 入 金	747,694	-	747,694	
1 一 般 会 計 繰 入 金	747,694	-	747,694	一般会計からの所要額の繰入
5 繰 越 金	1	-	1	
1 繰 越 金	1	-	1	
1 繰 越 金	1	-	1	
6 諸 収 入	423,433	-	423,433	
1 雑 入	423,433	-	423,433	
1 償 還 金	94,809	-	94,809	光熱水費等償還金
2 雑 入	328,624	-	328,624	
合 計	3,329,262	17,922,978	△14,593,716	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 空港整備事業費	3,329,262	17,922,978	△14,593,716	225,460	-	2,174,108	929,694
1 職 員 費	117,573	-	117,573	-	-	-	117,573
1 職 員 費	117,573	-	117,573	-	-	-	117,573
2 空港整備事業費	272,000	17,921,978	△17,649,978	-	-	90,000	182,000
1 建 設 費	272,000	16,455,200	△16,183,200	-	-	90,000	182,000
○職 員 費	-	121,195	△121,195	-	-	-	-
○他会計繰出金	-	1,345,583	△1,345,583	-	-	-	-
3 空港管理事業費	2,938,689	-	2,938,689	225,460	-	2,084,108	629,121
1 運 営 費	1,424,073	-	1,424,073	-	-	1,414,073	10,000
2 他会計繰出金	1,514,616	-	1,514,616	225,460	-	670,035	619,121
4 予 備 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
1 予 備 費	1,000	1,000	-	-	-	-	1,000
合 計	3,329,262	17,922,978	△14,593,716	225,460	-	2,174,108	929,694

<b>1 空港整備事業費</b>	<b><u>3,329,262 千円</u></b>
(1) 職員費	<u>117,573 千円</u>
・ 職員の給料、職員手当など	
(2) 空港整備事業費	<u>272,000 千円</u>
・ 国際定期便就航に向けた機能強化検討	
・ RESA (滑走路端安全区域) 対策	
(3) 空港管理事業費	<u>2,938,689 千円</u>
① 運営費	<u>1,424,073 千円</u>
・ 第2ターミナル等指定管理料など	
② 他会計繰出金	<u>1,514,616 千円</u>
・ 市債、他会計借入金の元利償還金	
(4) 予備費	<u>1,000 千円</u>

## IV 令和7年度神戸市一般会計予算 (港湾局所管分)

予算第1号議案

令和7年度神戸市一般会計予算（港湾局所管分）

1 歳入歳出予算一覧

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
17	使用料及手数料	5,847
	1 使用料	5,847
18	国庫支出金	241,000
	2 補助金	241,000
22	繰入金	34,000
	1 特別会計繰入金	34,000
24	諸収入	106
	7 雑収入	106
25	市債	3,281,000
	1 市債	3,281,000
歳入合計		3,561,953

(単位：千円)

歳		出
款	項	金額
9	土木費	3,976,620
	7 海岸保全費	1,246,620
	8 港湾防災費	2,730,000
歳出合計		3,976,620

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	7 年 度	6 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	5,847	5,847	-	
1 使用料	5,847	5,847	-	
8 土木使用料	5,847	5,847	-	
5 海岸	5,847	5,847	-	海岸占用料
18 国庫支出金	241,000	70,000	171,000	
2 補助金	241,000	70,000	171,000	
7 土木費補助	241,000	70,000	171,000	
1 海岸保全費補助	241,000	70,000	171,000	補助率1/2
22 繰入金	34,000	-	34,000	
1 特別会計繰入金	34,000	-	34,000	
2 下水道事業会計繰入金	34,000	-	34,000	
1 一般経費繰入	34,000	-	34,000	
24 諸収入	106	106	-	
7 雑収入	106	106	-	
2 延滞金加算金及過料	80	80	-	
4 港湾局過料	80	80	-	須磨海岸喫煙過料
9 雑収入	26	26	-	
16 港湾局	26	26	-	
25 市債	3,281,000	2,809,000	472,000	起債承認見込額
1 市債	3,281,000	2,809,000	472,000	
4 土木債	3,281,000	2,809,000	472,000	
4 海岸保全事業公債	551,000	189,000	362,000	
5 港湾防災事業公債	2,730,000	2,620,000	110,000	
合計	3,561,953	2,884,953	677,000	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	7 年 度	6 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
9 土 木 費	3,976,620	3,281,722	694,898	241,000	3,281,000	39,953	414,667
7 海 岸 保 全 費	1,246,620	661,722	584,898	241,000	551,000	39,953	414,667
1 職 員 費	135,667	124,547	11,120	-	-	-	135,667
2 事 業 費	1,110,953	537,175	573,778	241,000	551,000	39,953	279,000
8 港 湾 防 災 費	2,730,000	2,620,000	110,000	-	2,730,000	-	-
1 港 湾 防 災 事 業 費	2,730,000	2,620,000	110,000	-	2,730,000	-	-
合 計	3,976,620	3,281,722	694,898	241,000	3,281,000	39,953	414,667

(1) 土木費	<u>3,976,620 千円</u>
①職員費	<u>135,667 千円</u>
・ 職員の給料、職員手当など	135,667 千円
②事業費	<u>1,110,953 千円</u>
・ 高潮・津波対策	352,000 千円
ポンプ場の更新、海岸保全施設老朽化対策	
・ 高潮防災対策	758,953 千円
海岸保全施設の管理、補修など	
③港湾防災事業費	<u>2,730,000 千円</u>
・ 神戸港高潮対策緊急事業	2,730,000 千円
神戸港内の高潮対策実施	

#### 4 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大輪田ポンプ場改修	令和7～10年度	1,280,000
神戸港高潮対策緊急事業（六甲アイランド）	令和7～8年度	920,000
神戸港高潮対策緊急事業（ポートアイランド）	令和7～8年度	120,000

## V 關 連 議 案



第 21 号議案

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 5 条 港湾事業の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区域 本市の港湾法（昭和25年法律第218号）第 2 条第 3 項の港湾区域及び同条第 4 項の臨港地区（同条第 6 項の施設に係る区域を含む。）<u>並びに神戸空港島全域</u>（<u>空港法（昭和31年法律第80号）</u>）</p>	<p>第 5 条 港湾事業の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区域 本市の港湾法（昭和25年法律第218号）第 2 条第 3 項の港湾区域及び同条第 4 項の臨港地区（同条第 6 項の施設に係る区域を含む。）</p>

第2条に規定する空港の区域その他市長が指定する区域を除く。）

(2) 施設 本市の管理する港湾法第2条第5項の港湾施設（同条第6項の施設を含む。）及び神戸空港島全域の施設（空港法第2条に規定する空港の施設その他市長が指定する施設を除く。）

(2) 施設 本市の管理する港湾法第2条第5項の港湾施設（同条第6項の施設を含む。）

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 理 由

神戸市新都市整備事業会計を廃止し、神戸市産業団地整備事業会計を設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 21 号議案 「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件」の概要（港湾局関係分）

1. 改正の趣旨

神戸市新都市整備事業会計の廃止により、神戸空港島の一部の区域及び施設を神戸市港湾事業会計が継承することに伴い、港湾事業会計の規模を変更する条例改正を行う。

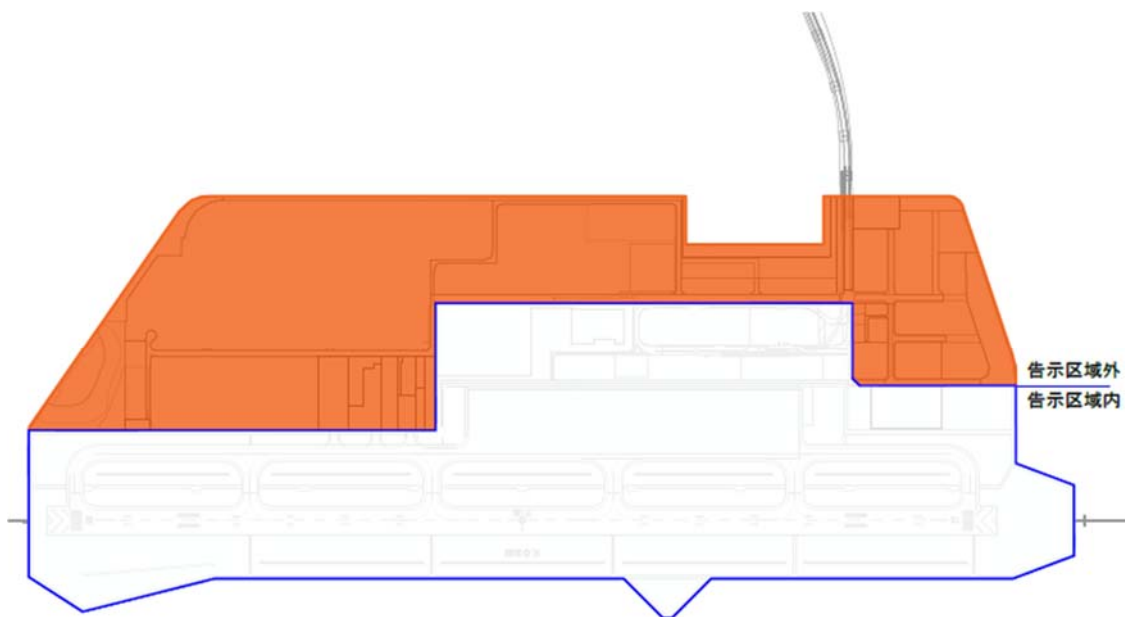
2. 改正の内容

港湾事業会計の規模（港湾法の定める「港湾区域」「臨港地区」「港湾施設」）に、新都市事業会計より継承する神戸空港島の一部の区域及び施設を追加する。

3. 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

（参考）神戸空港島



■ 港湾事業会計 追加区域

※追加区域には、売却等処分済みの区域を含まない

第 24 号議案

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例の件

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例

神戸市船舶給水条例(昭和36年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
給水の種別	料金	給水の種別	料金
運搬給水	1 外航船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量30立方メートルまで <u>18,450円</u> イ 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに	運搬給水	1 外航船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1) 基本料 ア 水量30立方メートルまで <u>17,700円</u> イ 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに

	<p>つき <u>615円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 基本料</p> <p>ア 水量30立方メートルまで <u>20,295円</u></p> <p>イ 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>676円50銭</u></p> <p>(2) [略]</p>		<p>つき <u>590円</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 1以外の船舶</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>(1) 基本料</p> <p>ア 水量30立方メートルまで <u>19,470円</u></p> <p>イ 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>649円</u></p> <p>(2) [略]</p>
一般岸壁給水	<p>1 外航船舶</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>ア 基本料</p> <p>(ア) 水量30立方メートルまで <u>18,450円</u></p> <p>(イ) 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>615円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 第4条の2第2項の</p>	一般岸壁給水	<p>1 外航船舶</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者</p> <p>1隻1回につき、次の料金の合計額</p> <p>ア 基本料</p> <p>(ア) 水量30立方メートルまで <u>17,700円</u></p> <p>(イ) 水量30立方メートルを超える分</p> <p>水量1立方メートルにつき <u>590円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 第4条の2第2項の</p>

	承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>515円</u>		承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>490円</u>
	2 1以外の船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1隻1回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量30立方メートルまで <u>20,295円</u> (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき <u>676円50銭</u> イ [略] (2) 第4条の2第2項の承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>566円50銭</u>		2 1以外の船舶 (1) (2)に掲げる者以外の者 1隻1回につき、次の料金の合計額 ア 基本料 (ア) 水量30立方メートルまで <u>19,470円</u> (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき <u>649円</u> イ [略] (2) 第4条の2第2項の承認を受けた者 水量1立方メートルにつき <u>539円</u>
特定岸壁給水	1 外航船舶 (1) 1月につき水量30立方メートルまで <u>17,250円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに	特定岸壁給水	1 外航船舶 (1) 1月につき水量30立方メートルまで <u>16,500円</u> (2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルに

	つき <u>575円</u>		つき <u>550円</u>
	2 1以外の船舶		2 1以外の船舶
	(1) 1月につき水量30立方メートルまで		(1) 1月につき水量30立方メートルまで
	<u>18,975円</u>		<u>18,150円</u>
	(2) 水量30立方メートルを超える分		(2) 水量30立方メートルを超える分
	水量1立方メートルにつき <u>632円50銭</u>		水量1立方メートルにつき <u>605円</u>
自動販売機給水	水量1立方メートルにつき <u>467円50銭</u>	自動販売機給水	水量1立方メートルにつき <u>440円</u>
自用船舶給水	1 外航船舶 水量1立方メートルにつき <u>375円</u>	自用船舶給水	1 外航船舶 水量1立方メートルにつき <u>350円</u>
	2 1以外の船舶 水量1立方メートルにつき <u>412円50銭</u>		2 1以外の船舶 水量1立方メートルにつき <u>385円</u>
備考	[略]	備考	[略]

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

理 由

船舶給水料金の改定に伴い、条例を改正する必要があるため。

## 第 24 号議案 「神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例の件」の概要

### 1. 改正の趣旨

水道局から原水を購入して実施している神戸港での船舶給水に関し、原水の購入単価が増額改定（令和 6 年10月 1 日施行）されたため、船舶給水単価に同額を付加する条例改正を行う。

### 2. 改正の内容

#### （1）対象

運搬給水、一般岸壁給水、特定岸壁給水、自動販売機給水、自用船舶給水

#### （2）改定額

1 立方メートルにつき 25円（税抜）増額

### 3. 施行日

令和 7 年 5 月 1 日



第 25 号議案

神戸空港条例の一部を改正する条例の件

神戸空港条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸空港条例の一部を改正する条例

神戸空港条例（平成17年 4 月 条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(停留等の制限)</p> <p><u>第 6 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(重量の制限)</u></p> <p><u>第 6 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により空港の施設を使用しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、国際民間航空条約（以下「条約」という。）の附属書14に規定するところにより決定された航空機等級番号が63を超える航空機を使用してはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の許可を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(停留等の制限)</p> <p><u>第 7 条 施設使用者は、規則で定める</u></p>

により空港の施設を使用しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、規則で定める場所以外の場所において航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

第7条～第11条 [略]

（土地等の使用）

第12条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者（施設使用者、当該土地等が神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）第2条第1項の港湾施設でもある場合においてその使用について同条例第3条の許可を受けた者及び土地等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第13条 [略]

（権利譲渡の禁止）

第14条 第12条又は前条第1項の許可（以下「土地使用等許可」という。）を受けた者（以下「土地使用者等」と

場所以外の場所において航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

第8条～第12条 [略]

（土地等の使用）

第13条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者（施設使用者及び当該土地等が神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）第2条第1項の港湾施設でもある場合において、その使用について同条例第3条の許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第14条 [略]

（権利譲渡の禁止）

第15条 第13条又は前条第1項の許可（以下「土地使用等許可」という。）を受けた者（以下「土地使用者等」と

いう。)は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸をしてはならない。

第15条～第18条 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第19条 第12条の許可又は土地等についての地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、相当の理由があるものとして規則に定めるときは後納することができる。

(着陸料等及び使用料の減免)

第20条 市長は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、着陸料等又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場(国際民間航空条約の附属書14に規定する飛行場をいう。)に着陸することなく再び空港に着陸するとき。

(5)～(9) [略]

第21条～第23条 [略]

いう。)は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸をしてはならない。

第16条～第19条 [略]

(使用料)

第20条 第13条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(着陸料等及び使用料の減免)

第21条 市長は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、着陸料等又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場(条約の附属書14に規定する飛行場をいう。)に着陸することなく再び空港に着陸するとき。

(5)～(9) [略]

第22条～第24条 [略]

(違反者に対する措置)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第5条第1項又は第3項の規定に違反して空港の施設を使用した者
- (2) [略]
- (3) 第6条の規定に違反して航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者
- (4) 第7条の規定に違反して給油又は排油を行った者
- (5) 第8条の規定に違反して空港に入場し、又は同条の規定による行為の制限に違反した者
- (6) 第9条の規定に違反して制限区域に立ち入った者
- (7) 第10条第1項の規定に違反して車両を運転し、同条第2項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は同条第3項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、若しくは清掃した者
- (8) 第11条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(違反者に対する措置)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第5条第1項若しくは第3項又は第6条の規定に違反して空港の施設を使用した者
- (2) [略]
- (3) 第7条の規定に違反して航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者
- (4) 第8条の規定に違反して給油又は排油を行った者
- (5) 第9条の規定に違反して空港に入場し、又は同条の規定による行為の制限に違反した者
- (6) 第10条の規定に違反して制限区域に立ち入った者
- (7) 第11条第1項の規定に違反して車両を運転し、同条第2項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は同条第3項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、若しくは清掃した者
- (8) 第12条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(9) 第12条の規定に違反して土地等を使用した者

(10) 第13条第1項の規定に違反して営業をした者

(11) [略]

(公共施設等運営権の設定等)

第25条 [略]

2 [略]

3 空港機能施設事業についての必要な規制は、次条第2項から第4項までに定めるもののほか、空港法施行令（昭和31年政令第232号）第7条の基準に従い、規則で定める。

4、5 [略]

第26条～第28条 [略]

(指定管理者の指定等)

第29条 市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第25条第4項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 施設の着陸料等及び使用料の徴収並びに返還に関する業務

(9) 第13条の規定に違反して土地等を使用した者

(10) 第14条第1項の規定に違反して営業をした者

(11) [略]

(公共施設等運営権の設定等)

第26条 [略]

2 [略]

3 空港機能施設事業についての必要な規制は、第27条第2項から第4項までに定めるもののほか、空港法施行令（昭和31年政令第232号）第7条の基準に従い、規則で定める。

4、5 [略]

第27条～第29条 [略]

(指定管理者の指定等)

第30条 市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第26条第4項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 施設の使用料の徴収及び返還に関する業務

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第8条、第11条、第12条、第15条、第23条及び第24条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第29条第1項に規定する指定管理者」とする。

第30条 [略]

(過料)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) 第24条の規定による制止又は命令に従わなかった者

2 [略]

別表第1 (第18条関係) [略]

別表第2 (第19条関係)

(1) 一般使用

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第9条、第12条、第13条、第16条、第24条及び第25条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第30条第1項に規定する指定管理者」とする。

第31条 [略]

(過料)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) 第25条の規定による制止又は命令に従わなかった者

2 [略]

別表第1 (第19条関係) [略]

別表第2 (第20条関係)

ア 国際線（出発便に限る）

区分		金額
ターミナル利用料	大人	旅客 1 人につき 2,290 円
	小人	旅客 1 人につき 1,150 円
保安検査施設利用料	大人	旅客 1 人につき 550 円
	小人	旅客 1 人につき 550 円

備考

1 この表において「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは2歳以上12歳未満の者をいう。

2 2歳未満の者については、無料とする。

イ 国内線

区分		金額
ターミナル利用料	大人	旅客 1 人につき 300 円
	小人	旅客 1 人につき 150 円
保安検査施設利用	大人	旅客 1 人につき 250 円

料（出発 便に限 る）	小人	旅客 1 人に つき 250円
-------------------	----	--------------------

備考

1 この表において「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは3歳以上12歳未満の者をいう。

2 3歳未満の者については、無料とする。

(2) 専用使用

区分	金額
1 <u>2の項から4の項までに規定する場合以外の場合</u>	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年3月条例第80号。 <u>以下「使用料条例」という。</u> ）の規定の例により算出して得た金額

[略]

[略]

4 第2ターミナルビルの施設を使用する場合	1 事務所その他 (1) 業務用施設 1平方メートル1月につき 8,320円 (2) 商業用施設 1平方メートル
-----------------------	---

区分	金額
1 <u>2の項及び3の項に規定する場合以外の場合</u>	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年3月条例第80号）の規定の例により算出して得た金額
[略]	[略]



ル 1 月につき

9,240円

(3) 特別待合室

1 時間につき

8,800円

ただし、1 時

間を超える場

合は、15分

につき 2,200円

を加算する。

(4) 専用駐車場

1 台 1 月につ

き 33,000円

(5) チェックイ

ンカウンター

ア 国際線

1 カウンタ

ー 30分につ

き 370円

イ 国内線

1 カウンタ

ー 30分につ

き 120円

2 占用使用

物販及び飲食の

ための出店、催

物、金融並びに

手荷物受託その

	<p>他これらに類する行為をするとき 1平方メートル1日につき 310円</p> <p>3 1及び2に定めるもの以外のもの 使用料条例の規定の例により算出して得た金額</p>
--	---

備考

- 1 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 2 1月未満の端数は日割りにより計算する。この場合において1月は30日として計算する。
- 3 15分未満、30分未満及び1時間未満の端数は、それぞれ、15分、30分及び1時間として計算する。
- 4 建物の壁面を使用する場合にあつては、壁面の占有面積を使用面積とみなす。

(3) 一般駐車場

区分	金額	24時
----	----	-----

			間毎 の上 限額	
一 般	搭 乗 者	入庫の 時から 出庫の 時まで に経過 した利 用時間 (以下 「利用 時間」 とい う。) が24時 間以内 のとき	無料	
		利用時 間が24 時間を 経過し たとき	1台 1時 間に つき 150 円	1,530 円
	搭 乗 者 以 下	利用時 間が24 時間以 内のと	1台 1時 間に つき	1,530 円

	外	き	150 円 た だ し、 利 用 時 間 が 30 分 以 内 の と き は 無 料 と す る。	
		利用時 間 が 24 時 間 を 経 過 し た と き	1台 1時 間 に つ き 150 円	1,530 円
障 害 者	搭 乗 者	利用時 間 が 24 時 間 以 内 の と き	無料	
		利用時 間 が 24 時 間 を	1台 1時 間 に	760円

	経過したとき	つき 75 円	
搭乗者以外	利用時間が24時間以内のとき	1台 1時間につき 75 円 ただし、利用時間が30分以内のときは無料とする。	760円
	利用時間が24時間を経過したとき	1台 1時間につき 75 円	760円

備考

1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 この表における障害者の項は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付される身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けている者が自ら若しくはその介助者が運転する自動車であって、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の提示があったものについて適用し、一般の項はその他の自動車に適用する。

4 この表において搭乗者の項は、施設使用者の旅客に適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(この条例の施行の日前に行われた指定の手続の特例)
- 2 この条例の施行の日前に行われた神戸空港に係る改正後の神戸空港条例第 29 条に規定する指定管理者の指定の手続は、同条例の規定により行われた手続とみなす。

## 理 由

神戸空港の施設の使用料を新設する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

## 第 25 号議案 「神戸空港条例の一部を改正する条例の件」の概要

## 1. 改正の趣旨

神戸空港において、令和 7 年 4 月 18 日から新たに供用を開始する第 2 ターミナルや駐車場の使用料を新設するなどにあたり、必要な規定の改正を行う。

## 2. 主な改正内容（使用料の新設）

## (1) ターミナル利用料・保安検査施設利用料（旅客 1 人あたり）

項目	国際線		国内線	
	大人	小人	大人	小人
ターミナル利用料	2,290円	1,150円	300円	150円
保安検査施設利用料	550円	550円	250円	250円

※ 出発便に適用（国内線のターミナル利用料のみ、到着便も適用）。

※ 上記旅客 1 人あたり料金に旅客数を乗じた額を、航空会社から徴収。

## (2) 業務用施設・商業用施設

項目	使用料
業務用施設	8,320 円 / m <sup>2</sup> ・月
商業用施設	9,240 円 / m <sup>2</sup> ・月

## (3) 新設駐車場

区分	一般料金	搭乗者料金
入庫～24時間以内	150円 / 時間 (上限1,530円)	無料
24時間を超えるとき	150円 / 時間 (以降24時間ごとの上限1,530円)	

※ 障害者は上記料金の半額。

※ 現行駐車場と同一の料金体系。

## 3. 施行日

令和 7 年 4 月 1 日